

## 奈良県議会傍聴規則

最終改正 平成24年12月28日

### (この規則の目的)

第一条 この規則は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十条第三項の規定に基づき、会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (一般傍聴席への入場)

第三条 会議を傍聴しようとする者は、所定の用紙に住所氏名を記入し、傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴人の定員は百三十四人とする。ただし、議長が特に必要と認めるときは、若干人の傍聴を認めることがある。

3 多人数が集団して傍聴しようとする場合は、その団体を入場させることにより、他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、その若干人を指定して、これを許可することがある。

### (一般傍聴券の発行)

第四条 議長は、傍聴席の整理上必要と認めるときは傍聴券を発行することがある。

2 前項の傍聴券は、会議当日、議会事務局の所定の場所で先着順により交付する。

## 標準都道府県議会傍聴規則

最終改正 平成24年10月11日

### (この規則の目的)

第一条 この規則は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百三十条第三項の規定に基づき会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (傍聴席の区分)

第二条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

### (傍聴人の定員)

第三条 一般席の傍聴人の定員は、〇〇人とする。

### (傍聴券等の交付)

第四条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

### (傍聴券)

第五条 傍聴券は、会議当日受付で先着順により交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

### (傍聴券への記入)

第六条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に住所及び氏名を記入しなければならない。

### (傍聴証)

第七条 傍聴証は、報道関係者及び〇〇県職員で議長に特に必要があると認めるものに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて、傍聴することができる。

### (傍聴人の入場)

第八条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

### (傍聴券等の提示)

第九条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

## 奈良県議会傍聴規則

最終改正 平成24年12月28日

### (傍聴席への入場禁止)

第五条 銃器その他危険なものを持っている者、旗、のぼり、プラカード又はこれらに類するものを携帯する者、他人に迷惑をかけるような行為並びに服装をしている者及び酒気を帯びている者その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は、傍聴を認めない。

### (議場への入場禁止)

第六条 傍聴人は、如何なる理由があつても、議場に入つてはならない。

## 標準都道府県議会傍聴規則

最終改正 平成24年10月11日

### (傍聴券等の返還)

第十条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、これを返還しなければならない。

### (議場への入場禁止)

第十一条 傍聴人は、議場に入ることはいできない。

### (傍聴席に入ることができない者)

第十二条 次に該当する者は、傍聴席に入ることはいできない。

- 一 銃器、棒、杖その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- 三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- 四 ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。  
ただし、第十四条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- 五 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- 六 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- 七 酒気を帯びていると認められる者
- 八 異様な服装をしている者
- 九 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第一号から第五号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

## 奈良県議会傍聴規則

最終改正 平成24年12月28日

### (傍聴人の守るべき事項)

第七条 傍聴人は、傍聴席にある間、次の事項を守らなければならない。

- 一 帽子をかぶらないこと。
- 二 飲食及び喫煙をしないこと。
- 三 放談その他喧噪な行為をしないこと。
- 四 拍手その他如何なる方法でも議事の言論に対して批評を加え、又は可否を表わさないこと。
- 五 杖を必要とする身体障害者及び高齢者以外の者は杖を持たないこと。
- 六 携帯電話、ポケットベル等を使用しないこと。

### (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第八条 傍聴人は、傍聴席において写真映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

### (係員の指示)

第九条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

### (違反者に対する措置)

第十条 議長は、傍聴人がこの規則に違反するときはこれを制止し、従わないときは退場させることができる。

2 議長が傍聴を禁止したとき、若しくは傍聴を拒絶したとき、又は退場を命じたときは、傍聴人はすみやかに退場しなければならない。

## 標準都道府県議会傍聴規則

最終改正 平成24年10月11日

### (傍聴人の守るべき事項)

第十三条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- 一 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- 三 はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- 四 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- 五 飲食又は喫煙をしないこと。
- 六 みだりに席を離れないこと。
- 七 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- 八 その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

### (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第十四条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

### (係員の指示)

第十五条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

### (違反に対する措置)

第十六条 傍聴人がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。